毎週月.水.金曜日発

平成30年11月22日

第 4429 号

目

次

告 示

○富山県市町村振興基金貸付要綱の一部改正

1

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

## 富山県告示第480号

富山県市町村振興基金貸付要綱の一部改正について

富山県市町村振興基金貸付要綱(昭和46年富山県告示第 353号)の一部を次のよ うに改正する。

平成30年11月22日

富山県知事 石 井 隆

別表を次のように改める。

別表(第2条、第4条関係)

貸付けの 対象事業		貸	付	利	率	貸付額
交通施設	1 市町村道舗装事業	貸付決	定の	日に	おける	事業費に
整備事業	市町村道(道路法(昭和27年法律第 180	普通地	方長	期資	金(財	係る一般
	号)第3条第4号に規定する市町村道をい	政融資	資金	の管	理及び	財源所要
	う。)で、次の要件を満たし、かつ、総幅	運用の	手続	に関	する規	額の 100
	員4メートル以上(当該道路の交通量が比	則(昭	和49	年大	蔵省令	分の75を
	較的少なく、かつ、地形の状況その他特別	第42号	)第	15条	第2項	超えない
	の理由によりやむを得ない場合にあって	に規定	する	普通	地方長	範囲内で
	は、3メートル以上)のものの舗装事業。	期資金	をい	う。	以下同	知事が定
	ただし、国若しくは県の補助金又は資金以	じ。)	の貸	付利	率に相	める額

	外の地方債を財源として行う事業を除く。 (1) 国道又は県道と連絡するもの (2) 集落(戸数25戸以上)間を連絡するもの (3) 学校、保健所等の公共施設に通ずるもの 2 駐車場設置事業 駐車場(観光施設整備に係るもの及び有料のものを除く。)で面積500平方メートル以上のもの及び自転車置場の設置事業	貸付決定の日における 普通地方長期資金の貸 付利率に相当する率	係る一般 財源所要 額の 100 分の75を
			超えない ない範囲 内で知事 が定める 額
生活環境	1 コミュニティ施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に
施設整備	地区住民のコミュニティ活動の推進に必	普通地方長期資金の貸	係る一般
事業	要と認められる施設の整備事業	付利率に相当する率	財源所要
		(上限:年3.0パーセ	額の 100
		ント)	分の75を
		(普通地方長期資金)	超えない
		の貸付利率が年	範囲内で
			知事が定
		,	める額
		3.0パーセント。 以下、同じ。 )	
	2 住民団体コミュニティ施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に

自治会、町内会等の住民団体がコミュニティ施設の整備を行うために必要な資金の 貸付事業		財源所要
3 消防防災施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に
(1) 防火水槽、火災報知器その他消防施設	普通地方長期資金の貸	係る一般
の整備事業	付利率に相当する率	財源所要
(2) 河川、水路、ため池等に係る水難事故		額の 100
を防止するためのガードレールその他の		分の90を
施設の整備事業		超えない
		範囲内で
		知事が定
		める額
4 環境衛生施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に
生活排水路、給水人口が 100人以下の飲	普通地方長期資金の貸	係る一般
料水供給施設、20戸未満の農業集落を対象	付利率に相当する率	財源所要
とする農業集落排水処理施設その他の地域	(上限:年3.0パーセ	額の 100
住民の生活環境の改善のための施設の整備	ント)	分の75を
事業		超えない
		範囲内で
		知事が定
		める額
5 魅力ある地域環境整備事業	貸付決定の日における	
(1) まちづくりに関する事業のうち次に掲	普通地方長期資金の貸	
げる事業	付利率に相当する率	

	İ.	1 1
ア まちづくり総合支援事業	(上限:年3.0パーセ	事業費に
a 優れた景観整備事業	ント)	係る一般
b 福祉のまちづくり事業		財源所要
c 雪に強く、雪に親しむ施設整備事	:	額の 100
業		分の75を
d 地域活性化事業		超えない
イ まちの未来創造モデル事業		範囲内で
地域の特色・強みを活かした人口洞		知事が定
少対策に向けた事業		める額
(2) まちづくり推進協議会等の地区住民団	貸付決定の日における	
体が都市景観整備、町並保存のための施	普通地方長期資金の貸	
設の整備を行うために必要な資金の貸付	付利率に相当する率	
事業(以下この項において「まちづくり		(まちづ)
資金貸付事業」という。)		くり資
(3) 前2号以外の事業として行われる魅力		金貸付
ある地域環境整備事業		事業に
		あって
		は、事
		業費に
		係る一
		般財源
		所要額
		を限度
		とする。
6 公共施設改修事業	貸付決定の日における	,
<ul><li>6 公共施設改修事業</li><li>窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替</li></ul>		事業費に
	普通地方長期資金の貸	事業費に係る一般

		分の75を
		超えない
		範囲内で
		知事が定
		める額
7 ふるさと活性化施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に
中山間地域等を活性化させるための次の	普通地方長期資金の貸	係る一般
事業	付利率に相当する率	財源所要
(1) 特産品振興施設整備事業	(上限:年3.0パーセ	額の 100
展示施設、試食即売施設、レストハウ	ント)	分の75を
ス、加工・研究施設等の施設の整備事業		超えない
(2) 製作・創作体験施設整備事業		範囲内で
和紙、木工品及び陶磁器の製作並びに		知事が定
民謡・民芸の体験施設、イベント広場等		める額
の施設の整備事業		
(3) 文化的施設保存活用事業		
後世に継承すべき文化的施設を保存活		
用する事業		
(4) 寺、合掌家屋、分校等の廃屋有効利用		
事業		
都市と山村との交流施設、文化活動		
施設、レクリエーション施設等とし		
て廃屋を有効利用する事業		
8 花と緑の環境整備及び森林レクリエー	貸付決定の日における	事業費に
ション関連施設整備事業	普通地方長期資金の貸	係る一般
(1) 街路、学校、公園、運動広場等におけ	付利率に相当する率	財源所要
る植栽、花壇造成などの公共施設の緑化	(上限:年3.0パーセ	額の 100
事業	ント)	分の75を
	l	

	富山県企業立地助成金交付要綱別表に掲 げる工場周辺環境整備事業又は立地基盤整 備事業で富山県企業立地助成事業助成金の	貸付決定の日における 普通地方長期資金の貸 付利率に相当する率	係る一般 財源所要
社会教育	1 社会教育施設整備事業のうち、次に掲げ	貸付決定の日における	める額 事業費に
施設整備	1 社会教育地政監備事業のプラ、次に掲げる施設で市町村の中核的機能を持つものの		
施政登佣 事業		普通地方技規質金の員      付利率に相当する率	
ず未	金매事来 (1) 科学・文化施設整備事業		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	科学・文化の振興のための科学教育セ		分の75を
	ンター、郷土資料館等の施設の整備事業		超えない
	(2) 健康・スポーツ施設整備事業		範囲内で
	健康増進及びスポーツの振興のための		知事が定
	トレーニングセンター、テニスコート、		める額
	運動広場等の施設の整備事業		
	(3) 国際交流設備整備事業		
	国際交流の促進のための同時通訳設備		
	等の設備の整備事業		
	2 その他の社会教育施設の整備事業	貸付決定の日における 普通地方長期資金の貸	
		口~~~~	VIV 0 /11X

		付利率に相当する率	財源所要
			額の 100
			分の75を
			超えない
			範囲内で
			知事が定
			める額
観光施設	観光資源の活用に必要な駐車場、休憩所そ	貸付決定の日における	事業費に
整備事業	の他の施設の整備事業	普通地方長期資金の貸	係る一般
		付利率に相当する率	財源所要
			額の 100
			分の75を
			超えない
			範囲内で
			知事が定
			める額
広域施設	広域市町村圏計画に基づく事業のうち、一	貸付決定の日における	事業費に
整備事業	定以上の広域的な利用が図られる施設又は設	普通地方長期資金の貸	係る一般
	備の整備事業。ただし、道路の整備に関する	付利率に相当する率	財源所要
	事業を除く。	(上限:年3.0パーセ	額の 100
		ント)	分の75を
			超えない
			範囲内で
			知事が定
			める額
辺地山村	辺地山村等公共施設整備事業のうち、次に	貸付決定の日における	事業費に
等公共施	掲げる事業	 普通地方長期資金の貸	係る一般
設整備事	(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のた	付利率に相当する率	財源所要

業

8

めの財政上の特別措置等に関する法律((上限:年3.0パーセ)額を超え 昭和37年法律第88号。以下この項においント) て「辺地法」という。)第2条第2項に 掲げる公共的施設及び過疎地域自立促進 特別措置法(平成12年法律第15号。以下 この項において「過疎法」という。) 第 12条第1項に掲げる施設の整備事業で地 域住民の生活条件の向上のため必要と認 められるもののうち、辺地法第2条第1 項に規定する地域、山村振興法(昭和40 年法律第64号) 第2条に規定する地域及 びこれらの地域に準ずる地域並びに過疎 法第2条第1項に規定する地域(以下こ の項において「辺地山村等の地域」とい う。) において行われる事業。ただし、 道路にあっては、道路法第3条第4号に 規定する市町村道に限る。

- (2) 広域施設整備事業の対象となる事業の うち、辺地山村等の地域を包括する市町 村が単独又は共同で行う事業及びこれら の市町村で組織する一部事務組合又は広 域連合が行う事業。ただし、辺地山村等 の地域において行うものに限る。
- (3) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第 2条第1項に規定する半島振興対策実施 地域で行われる同法第3条第1項に規定 する半鳥振興計画の整備計画に定める施 設の整備事業

ない範囲 内で知事 が定める

額

その他特	1 学校大規模改修事業	貸付決定の日における	事業費に
に知事が	窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替	普通地方長期資金の貸	係る一般
必要と認	え、アスベスト撤去工事、空調設備の整備を	付利率に相当する率	財源所要
める事業	などの小・中学校の大規模改修事業		額の 100
			分の75を
			超えない
			範囲内で
			知事が定
			める額
	2 社会福祉施設・児童福祉施設整備事業	貸付決定の日における	事業費に
	次に掲げる事業(知事が指定するまちづ	普通地方長期資金の貸	係る一般
	くり総合支援事業として行われる高齢者、何	付利率に相当する率	財源所要
	身障者のための施設整備事業を除く。)	(上限:年3.0パーセ	額の 100
	(1) 高齢者、身障者のための安全かつ快適と	/ト)	分の75を
	なまちづくり事業として行われる公共的		超えない
	建築物、道路、緑地等の施設整備事業		範囲内で
	(2) 児童福祉向上のための施設整備事業		知事が定
			める額
	3 緊急性が高く財政措置の必要がある次に無	無 利 子	事業費に
	掲げる事業のうち知事が特に認める事業		係る一般
	(1) 一般廃棄物処理施設整備事業で広域的		財源所要
	かつ緊急性の高い事業		額の 100
	(2) 県の総合計画及び重要施策等の推進に		分の90
	資すると認められる次に掲げる事業		((2)
	ア 県の主要なイベントと連携して行わ		について
	れる事業		は、事業
	イ 定住・半定住のための施設整備事業		費に係る
	ウ 駅周辺整備事業(鉄道事業者が負担		一般財源

10

ı		1
すべき部分を除く。)	Ī	所要額)
エ 世界で最も美しい富山湾関連自転車		を超えな
道等整備事業	Ī	い範囲内
(3) 国及び県の財政措置が変更される事業	-	で知事が
(4) 合併重点支援地域に指定された市町村		定める額
又は合併市町村(市町村の合併の特例に	ī	ただし、
関する法律(昭和40年法律第6号)第2		1事業当
条第2項に規定する合併市町村をい	Ž	たり5億
う。) が実施する新しいまちづくり事業		円を超え
		ないもの
		とする
4 防災拠点施設耐震性強化事業	貸付決定の日における	事業費に
市町村の防災拠点となる庁舎(消防庁舎	普通地方長期資金の貸	係る一般
を含む。)のうち、耐震調査の結果耐震化	付利率に相当する率	財源所要
工事が必要と判定された施設について実施	(上限:年3.0パーセ	額の 100
する耐震性強化事業	ント)	分の90を
	į	超えない
	/ <u>I</u>	範囲内で
	2	知事が定
	i	める額
5 その他特に知事が必要と認める事業	貸付決定の日における	事業費に
	普通地方長期資金の貸	係る一般
	付利率に相当する率	財源所要
	(意欲的かつユニー)	額を超え
	クな事業と認めら	ない範囲
	れるものにあって	内で知事
	は、年3.0パーセ	が定める
	ントを上限とする。	額
	1	

## 附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の目前に、この告示による改正前の富山県市町村振興基金貸付 要綱の規定により貸付けの決定を受けた資金の貸付けの対象となる事業及び貸付 条件については、なお従前の例による。

(地域振興課)

12

平成30年11月22日印刷発行

発 行 富

県 山